

科学技術基本法等の一部を改正する法律案の概要 資料No.4-2

趣旨

施行期日 令和3年4月1日

AIやIoTなど科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっている現状を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図っていくための改正を行う。

1. 科学技術基本法

- 法律名を「科学技術・イノベーション基本法」に変更
- 法の対象に「**人文科学のみに係る科学技術**」、「**イノベーションの創出**」を追加（第1条）
※「科学技術の水準の向上」と「イノベーションの創出の促進」を並列する目的として位置付け
- 「**イノベーションの創出**」の定義規定を新設（科技イノベ活性化法上の定義の見直し）（第2条第1項）
※科学的な発見又は発明、新商品又は新役務の開発その他の創造的活動を通じて新たな価値を生み出し、これを普及することにより、経済社会の大きな変化を創出することをいう。
- 科学技術・イノベーション創出の振興方針に以下を追加（第3条）
 - ①分野特性への配慮 ②学際的・総合的な研究開発 ③学術研究とそれ以外の研究の均衡のとれた推進
 - ④国内外にわたる関係機関の有機的連携 ⑤科学技術の多様な意義と公正性の確保
 - ⑥イノベーション創出の振興と科学技術の振興との有機的連携
 - ⑦全ての国民への恩恵 ⑧あらゆる分野の知見を用いた社会課題への対応 等
- 「**研究開発法人・大学等**」、「**民間事業者**」の責務規定（努力義務）を追加（第6条、第7条）
※研究開発法人・大学等…人材育成・研究開発・成果の普及に自主的かつ計画的に努める 等
※民間事業者…研究開発法人・大学等と連携し、研究開発・イノベーション創出に努める 等
- **科学技術・イノベーション基本計画**の策定事項に研究者等や新たな事業の創出を行う**人材等の確保・養成**等についての施策を追加（第12条）

2. 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（科技イノベ活性化法）

- 法の対象に「**人文科学のみに係る科学技術**」を追加（第2条第1項）
- 人文科学分野等の3つの独立行政法人を「研究開発法人」に追加（別表第1）
・国立特別支援教育総合研究所 ・経済産業研究所 ・環境再生保全機構
- 成果を活用する事業者等に出資できる研究開発法人に5法人を追加（別表第3） <22法人⇒27法人>
・防災科学技術研究所 ・宇宙航空研究開発機構 ・海洋研究開発機構 ・日本原子力研究開発機構 ・国立環境研究所
- **研究開発法人の出資先事業者において共同研究等が実施できる**旨の明確化（第34条の6第1項）
※国立大学法人等については政令改正で対応予定
- **中小企業技術革新制度（日本版SBIR制度）の見直し**（第34条の8～第34条の14）
「**イノベーションの創出**」を目指すSBIR制度の**実効性向上**のため、内閣府を司令塔とした**省庁連携の取組を強化**
 - ・イノベーション創出の観点から支出機会の増大を図る特定新技術補助金等の支出目標等に関する方針（閣議決定）
 - ・統一的な運用ルールを定める指定補助金等の交付等に関する指針（閣議決定）※SBIR（Small Business Innovation Research）※中小企業等経営強化法から移管 等

3. 内閣府設置法

- 科学技術・イノベーション創出の振興に関する**司令塔機能の強化**を図るため、内閣府に「**科学技術・イノベーション推進事務局**」を新設し、科学技術・イノベーション関連施策を横断的に調整。あわせて、内閣官房から健康・医療戦略推進本部に関する事務等を内閣府に移管し、「健康・医療戦略推進事務局」を設置 等

4. その他

- 「**人文科学のみに係る科学技術**」の除外規定の削除
（科学技術振興機構法、理化学研究所法、一般職の職員の給与に関する法律） 等

○科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 (平成二十年法律第六十三号) (第二条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第八条)</p> <p>第二章 研究開発等の推進のための基盤の強化</p> <p>第一節 科学技術に関する教育の水準の向上及び人材の育成等(第九条―第十一条)</p> <p>第二節 若年研究者等の能力の活用等(第十二条―第十四条)</p> <p>第三節 人事交流の促進等(第十五条―第十八条)</p> <p>第四節 国際交流の促進等(第十九条―第二十三条)</p> <p>第五節 研究開発法人における人材活用等に関する方針等(第二十四条)</p> <p>第六節 その他の研究開発等の推進のための基盤の強化(第二十四条の二―第二十四条の四)</p> <p>第三章 競争の促進等(第二十五条―第二十七条の三)</p> <p>第四章 国及び民間事業者等の資金により行われる研究開発等の効率的推進等</p> <p>第一節 科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分等(第二十八条・第二十九条)</p> <p>第二節 研究開発法人及び大学等の研究開発能力の強化等(第三十条―第三十三条)</p> <p>第三節 研究開発等の適切な評価等(第三十四条)</p> <p>第五章 イノベーションの創出の促進等</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第八条)</p> <p>第二章 研究開発等の推進のための基盤の強化</p> <p>第一節 科学技術に関する教育の水準の向上及び人材の育成等(第九条―第十一条)</p> <p>第二節 若年研究者等の能力の活用等(第十二条―第十四条)</p> <p>第三節 人事交流の促進等(第十五条―第十八条)</p> <p>第四節 国際交流の促進等(第十九条―第二十三条)</p> <p>第五節 研究開発法人における人材活用等に関する方針等(第二十四条)</p> <p>第六節 その他の研究開発等の推進のための基盤の強化(第二十四条の二―第二十四条の四)</p> <p>第三章 競争の促進等(第二十五条―第二十七条の三)</p> <p>第四章 国等の資金により行われる研究開発等の効率的推進等</p> <p>第一節 科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分等(第二十八条・第二十九条)</p> <p>第二節 研究開発法人及び大学等の研究開発能力の強化等(第三十条―第三十三条)</p> <p>第三節 研究開発等の適切な評価等(第三十四条)</p> <p>第五章 イノベーションの創出の促進等</p>

<p>第一節 産学官連携によるイノベーションの創出の促進等（第三十四条の二―第三十四条の七）</p> <p>第二節 中小企業者によるイノベーションの創出の促進等（第三十四条の八―第三十四条の十四）</p> <p>第三節 研究開発施設等の共用の促進等（第三十五条―第三十七条）</p> <p>第四節 研究開発の成果の実用化等を不当に阻害する要因の解消等（第三十八条―第四十六条）</p> <p>第六章 研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究等（第四十七条・第四十七条の二）</p> <p>第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求（第四十八条）</p> <p>第八章 更なる科学技術・イノベーション創出の活性化に向けた検討（第四十九条―第五十一条）</p> <p>第九章 罰則（第五十二条）</p> <p>附則</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「研究開発」とは、科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発をいう。</p> <p>2 2 4 （略）</p>	<p>5 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律第百三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。</p>
<p>第一節 産学官連携によるイノベーションの創出の促進等（第三十四条の二―第三十四条の七）</p> <p>（新設）</p> <p>第二節 研究開発施設等の共用の促進等（第三十五条―第三十七条）</p> <p>第三節 研究開発の成果の実用化等を不当に阻害する要因の解消等（第三十八条―第四十六条）</p> <p>第六章 研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究等（第四十七条・第四十七条の二）</p> <p>第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求（第四十八条）</p> <p>第八章 更なる科学技術・イノベーション創出の活性化に向けた検討（第四十九条―第五十二条）</p> <p>第九章 罰則（第五十三条）</p> <p>附則</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「研究開発」とは、科学技術（人文科学のみに係るものを除く。第十五条の二第一項及び第四十九条を除き、以下同じ。）に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発をいう。</p> <p>2 2 4 （略）</p>	<p>5 この法律において「イノベーションの創出」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会</p>

6 この法律において「科学技術・イノベーション創出の活性化」とは、科学技術の活性化及び研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出の活性化をいう。

7 (略)

8 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に関する試験又は研究（以下単に「研究」という。）を行うもので政令で定めるものをいう。

一〇四 (略)

9〇13 (略)

14 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

の大きな変化を創出することをいう。

6 この法律において「科学技術・イノベーション創出の活性化」とは、科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化をいう。

7 (略)

8 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に関する試験又は研究（第十五条の二第一項を除き、以下単に「研究」という。）を行うもので政令で定めるものをいう。

一〇四 (略)

9〇13 (略)

(新設)

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

15| この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人その他の特別の法律によつて設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下「新技術補助金等」という。）を交付するものとして政令で定めるものをいう。

16| この法律において「指定補助金等」とは、内閣総理大臣、経済産業大臣及び各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、国等である独立行政法人の主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。第二十七条の三、第三十四条の六、第四十八条及び第五十二条において同じ。）及び国等である特別の法律によつて設立された法人の主務大臣をいう。以下同じ。）が、第三十四条の十一第一項の指針における同条第二項第

（新設）

（新設）

一号に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等をいう。

(基本理念)

第三条 (略)

一〇五 (略)

2 科学技術・イノベーション創出の活性化は、科学技術・イノベーション基本法第三条に規定する科学技術・イノベーション創出の振興に関する方針にのっとり、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して、行われなければならない。

(労働契約法の特例)

第十五条の二 (略)

一 研究者等であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約（以下この条において「有期労働契約」という。）を締結したもの

二 研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の研究開発等に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの

(基本理念)

第三条 (略)

一〇五 (略)

2 科学技術・イノベーション創出の活性化は、科学技術基本法（平成七年法律第百三十号）第二条に規定する科学技術の振興に関する方針にのっとり、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して、行われなければならない。

(労働契約法の特例)

第十五条の二 (略)

一 科学技術に関する研究者又は技術者（科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。第三号において同じ。）であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約（以下この条において「有期労働契約」という。）を締結したもの

二 科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者であつて研究開発法人又は大学等を

<p>2 (略)</p> <p>第二章 国及び民間事業者等の資金により行われる研究開発等の効率的推進等</p> <p>第三十四条の六 (略)</p>	<p>三 試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との協定その他の契約によりこれらと共同して行う研究開発等(次号において「共同研究開発等」という。)の業務に専ら従事する研究者等であつて当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で<u>有期労働契約を締結したもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p>四 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>第二章 国等の資金により行われる研究開発等の効率的推進等</p> <p>第三十四条の六 (略)</p>	<p>設置する者との間で有期労働契約を締結したもの</p> <p>三 試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との協定その他の契約によりこれらと共同して行う科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化(次号及び第三十四条の六第一項第三号において「共同研究開発等」という。)の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であつて当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの</p> <p>2 (略)</p> <p>四 (略)</p>

一・二 (略)

三 次に掲げる活動その他の活動によりその研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

イ その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあつせん

ハ その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

2・3 (略)

第二節 中小企業者によるイノベーションの創出の促進等

(特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針)

第三十四条の八 国は、中小企業者の革新的な研究開発の促進を図るため、毎年度、新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人(以下単に「個人」という。)に対して支出の機会の増大を図るべきもの(以下「特定新技術補助金等」という。)の交付に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、特定新技術補助金等の内容及び支出の目標その他当該目標を達成するために必要な措置に関する方針を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して前項

一・二 (略)

三 その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転、当該研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあつせんその他の活動により当該研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

2・3 (略)

(新設)

(新設)

- の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 | 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針を公表しなければならない。
- 4 | 前二項の規定は、第一項の方針の変更について準用する。
- 5 | 国等は、特定新技術補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、第一項の方針に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(特定新技術補助金等の支出の実績の概要の通知及び公表)

- 第三十四条の九 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、特定新技術補助金等の中小企業者及び個人への支出の実績の概要を内閣総理大臣に通知するものとする。

- 2 | 内閣総理大臣は、前項の実績の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。

(各省各庁の長等に対する要請)

- 第三十四条の十一 内閣総理大臣、経済産業大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方とする特定新技術補助金等の交付に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者及び個人への支出の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(指定補助金等の交付等に関する指針)

- 第三十四条の十一 国は、革新的な研究開発を行う中小企業者による科学技術・イノベーション創出の活性化を通じて我が国の国際競争力の強化その他の我が国における政策課題の解決を図

(新設)

(新設)

(新設)

るため、指定補助金等の交付その他の支援に関する指針を定めるものとする。

2 前項の指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 新技術補助金等のうち、前項の政策課題の解決に資する革新的な研究開発の実施及びその成果の実用化の促進を図るために国等が当該研究開発に関する課題を設定した上で当該課題に取り組む中小企業者及び個人に対して交付すべきものの基準に関する事項

二 指定補助金等に係る研究開発の効果的かつ効率的な実施を促進するために必要な指定補助金等の交付の方法に関する事項

三 国等による指定補助金等の交付を受けて開発された物品及び役務の調達その他の指定補助金等に係る成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項

3 内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して第一項の指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の指針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項の指針の変更について準用する。

6 国等は、第一項の指針に従つて、指定補助金等に関する事務を処理するものとする。

(指定補助金等に係る研究開発の成果の概要の通知及び公表)

第三十四条の十二 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、指定補助金等に係る研究開発の成果の概要を内閣総理大臣に通知するものとする。

(新設)

2 | 内閣総理大臣は、前項の成果の概要の要旨を遅滞なく公表し
なければならぬ。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十四条の十三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、指定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。次項において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第十六項に規定する指定補助金等(以下単に「指定補助金等」という。))に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係の保証に係る保険関係については、二億円」と、「四億円」とあるのは「六億円(指定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円(指定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

2 | 中小企業信用保険法第三条の二第一項の規定は、特定新技術事業活動関連保証であつてその保証について担保(保証人(特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。))の保証を含む。)を提供させないものについては

(新設)

、適用しない。

(中小企業投資育成株式会社法の特例)

第三十四条の十四 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資

育成株式会社法(昭和三十八年法律第百一号)第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 国等から指定補助金等を交付された中小企業者及び個人が指定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 国等から指定補助金等を交付された中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が発行した事業活動を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等(中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。)の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株予約権付社債等(新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。)の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る

株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを除く。)又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権(その行使により発行され、又は移転された株式を含む。)又は新株

(新設)

予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第三節 研究開発施設等の共用の促進等

第四節 研究開発の成果の実用化等を不当に阻害する要因の解消等

（略）

（削る）

第四十九条・第五十条 （略）

（公募型研究開発に係る資源配分の在り方等に関する検討）

第二節 研究開発施設等の共用の促進等

第三節 研究開発の成果の実用化等を不当に阻害する要因の解消等

第八章 更なる科学技術・イノベーション創出の活性化に向けた検討

（人文科学を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化に関する検討）

第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることに鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第五十条・第五十一条 （略）

（公募型研究開発に係る資源配分の在り方等に関する検討）

第五十一条 政府は、前二条に定めるもののほか、公募型研究開発に係るそれぞれの研究開発等の特性に応じた効果的な資源の配分の在り方その他の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する方策について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第九章 罰則

第五十二条 (略)

第五十二条 政府は、前三条に定めるもののほか、公募型研究開発に係るそれぞれの研究開発等の特性に応じた効果的な資源の配分の在り方その他の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する方策について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第九章 罰則

第五十三条 (略)

別表第一 (第二条関係)

- 一 一三 (略)
- 四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 十五 二二三 (略)

別表第一 (第二条関係)

- 一 一三 (略)
- (新設)
- 四 独立行政法人国立科学博物館
- 五 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 六 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- 七 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- 八 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 九 独立行政法人日本学術振興会
- 十 国立研究開発法人理化学研究所
- 十一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- 十二 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 十四 削除
- 十五 二二三 (略)
- 二十四 削除

<p>別表第三（第三十四条の六関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 国立研究開発法人防災科学技術研究所</p> <p>四（略）</p> <p>五（略）</p> <p>六（略）</p> <p>七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構</p>	<p>（削る）</p> <p>二十四（略）</p> <p>二十五（略）</p> <p>二十六（略）</p> <p>二十七 独立行政法人経済産業研究所</p> <p>二十八（略）</p> <p>二十九（略）</p> <p>三十（略）</p> <p>三十一（略）</p> <p>三十二（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三十三（略）</p> <p>（削る）</p> <p>三十四（略）</p> <p>三十五（略）</p> <p>三十六 独立行政法人環境再生保全機構</p>
<p>別表第三（第三十四条の六関係）</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構</p> <p>四 国立研究開発法人科学技術振興機構</p> <p>五 国立研究開発法人理化学研究所</p> <p>（新設）</p>	<p>二十五 削除</p> <p>二十六 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター</p> <p>二十七 国立研究開発法人森林研究・整備機構</p> <p>二十八 国立研究開発法人水産研究・教育機構</p> <p>（新設）</p> <p>二十九 国立研究開発法人産業技術総合研究所</p> <p>三十 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構</p> <p>三十一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構</p> <p>三十二 国立研究開発法人土木研究所</p> <p>三十三 国立研究開発法人建築研究所</p> <p>三十四 削除</p> <p>三十五 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所</p> <p>三十六 削除</p> <p>三十七 削除</p> <p>三十八 独立行政法人自動車技術総合機構</p> <p>三十九 国立研究開発法人国立環境研究所</p> <p>（新設）</p>

- 八 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 九 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 (略)
- 十三 (略)
- 十四 (略)
- 十五 (略)
- 十六 (略)
- 十七 (略)
- 十八 (略)
- 十九 (略)
- 二十 (略)
- 二十一 (略)
- 二十二 (略)
- 二十三 (略)
- 二十四 (略)
- 二十五 (略)
- 二十六 (略)
- 二十七 国立研究開発法人国立環境研究所

- (新設)
- 六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 七 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 九 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 十 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 十一 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 十二 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 十四 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 十五 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 十六 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 十七 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 十八 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 十九 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 二十 国立研究開発法人土木研究所
- 二十一 国立研究開発法人建築研究所
- 二十二 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
- (新設)

科学技術基本法等の一部を改正する法律

第一条（略）

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正）

第二条 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「国等」を「国及び民間事業者等」に、「第二節 研究開発施設等の共用の促進等（第三十五条

―第三十七条）」を
「第二節 中小企業者によるイノベーションの創出の促進等（第三十四条の八―第三

第三節 研究開発施設等の共用の促進等（第三十五条―第三十七条）

十四条の十四）

に、「第三節 研究開発の」を「第四節 研究開発の」に、「第五十二条」を「第五十

一条」に、「第五十三条」を「第五十二条」に改める。

第二条第一項中「（人文科学のみに係るものを除く。第十五条の二第一項及び第四十九条を除き、以下同じ。）」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 この法律において「イノベーションの創出」とは、科学技術・イノベーション基本法（平成七年法律 第三十号）第二条第一項に規定するイノベーションの創出をいう。

第二条第六項中「及び」の下に「研究開発の成果の実用化による」を加え、同条第八項中「第十五条の二第一項を除き、」を削り、同条に次の三項を加える。

14 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業と

して営むもの

四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六 企業組合

七 協業組合

八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

15 この法律において「国等」とは、国及び独立行政法人その他特別の法律によつて設立された法人であつて新技術に関する研究開発のための補助金、委託費その他相当の反対給付を受けない給付金（以下「

新技術補助金等」という。)を交付するものとして政令で定めるものをいう。

16 この法律において「指定補助金等」とは、内閣総理大臣、経済産業大臣及び各省各庁の長等（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長、国等である独立行政法人の主務大臣（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。第二十七条の三、第三十四条の六、第四十八条及び第五十二条において同じ。）及び国等である特別の法律によって設立された法人の主務大臣をいう。以下同じ。）が、第三十四条の十一第一項の指針における同条第二項第一号に掲げる事項に照らして適切であるものとして指定する新技術補助金等をいう。

第三条第二項中「科学技術基本法（平成七年法律第三百三十号）第二条」を「科学技術・イノベーション基本法第三条」に、「科学技術の振興」を「科学技術・イノベーション創出の振興」に改める。

第十五条の二第一項第一号中「科学技術に関する研究者又は技術者（科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。第三号において同じ。）」を「研究者等」に改め、同項第二号中「科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化」を「研究開発等」に改め、同項第三号中「科学技術に関する試験若しくは研究若し

くは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化（次号及び第三十四条の六第一項第三号）を「研究開発等（次号）」に、「科学技術に関する研究者又は技術者」を「研究者等」に改める。

第二十七条の三第一項中「（独立行政法人通則法第六十八条に規定する主務大臣をいう。以下同じ。）」を削る。

第四章の章名中「国等」を「国及び民間事業者等」に改める。

第三十四条の六第一項第三号を次のように改める。

三 次に掲げる活動その他の活動によりその研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

イ その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等について
の企画及びあつせん

ハ その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

第五章中第三節を第四節とし、第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 中小企業者によるイノベーションの創出の促進等

(特定新技術補助金等の支出の目標等に関する方針)

第三十四条の八 国は、中小企業者の革新的な研究開発の促進を図るため、毎年度、新技術補助金等のうち国等が中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下単に「個人」という。）に対して支出の機会の増大を図るべきもの（以下「特定新技術補助金等」という。）の交付に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、特定新技術補助金等の内容及び支出の目標その他当該目標を達成するために必要な措置に関する方針を定めるものとする。

2 内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して前項の方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の方針を公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の方針の変更について準用する。

5 国等は、特定新技術補助金等を交付するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、第一項の方

針に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

(特定新技術補助金等の支出の実績の概要の通知及び公表)

第三十四条の九 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、特定新技術補助金等の中小企業者及び個人への支出の実績の概要を内閣総理大臣に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の実績の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。

(各省各庁の長等に対する要請)

第三十四条の十 内閣総理大臣、経済産業大臣及び中小企業者の行う事業の主務大臣は、当該事業を行う者を相手方とする特定新技術補助金等の交付に関し、各省各庁の長等に対し、中小企業者及び個人への支出の機会の増大を図るため特に必要があると認められる措置をとるべきことを要請することができる。

(指定補助金等の交付等に関する指針)

第三十四条の十一 国は、革新的な研究開発を行う中小企業者による科学技術・イノベーション創出の活性化を通じて我が国の国際競争力の強化その他の我が国における政策課題の解決を図るため、指定補助金等の交付その他の支援に関する指針を定めるものとする。

- 2 前項の指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 新技術補助金等のうち、前項の政策課題の解決に資する革新的な研究開発の実施及びその成果の実用化の促進を図るために国等が当該研究開発に関する課題を設定した上で当該課題に取り組む中小企業者及び個人に対して交付すべきものの基準に関する事項
 - 二 指定補助金等に係る研究開発の効果的かつ効率的な実施を促進するために必要な指定補助金等の交付の方法に関する事項
 - 三 国等による指定補助金等の交付を受けて開発された物品及び役務の調達その他の指定補助金等に係る成果を利用した事業活動の支援を行うに当たって配慮すべき事項
- 3 内閣総理大臣は、あらかじめ各省各庁の長等と協議して第一項の指針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、第一項の指針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、第一項の指針の変更について準用する。

6 国等は、第一項の指針に従って、指定補助金等に関する事務を処理するものとする。

(指定補助金等に係る研究開発の成果の概要の通知及び公表)

第三十四条の十二 各省各庁の長等は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、指定補助金等に係る研究開発の成果の概要を内閣総理大臣に通知するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の成果の概要の要旨を遅滞なく公表しなければならない。

(中小企業信用保険法の特例)

第三十四条の十三 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険の保険関係であつて、特定新技術事業活動関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、指定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金に係るものをいう。次項において同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「二億円」とあるのは「三億円(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)第二条第十六項に規定する指定補助金等(以下単に「指定補助金等」という。))に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、

二億円）」と、「四億円」とあるのは「六億円（指定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円）」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「三億円（指定補助金等に係る成果を利用した事業活動に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円）」とする。

2 中小企業信用保険法第三条の二第一項の規定は、特定新技術事業活動関連保証であつてその保証について担保（保証人（特定新技術事業活動関連保証を受けた法人たる中小企業者の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものについては、適用しない。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第三十四条の十四 中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百

一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一 国等から指定補助金等を交付された中小企業者及び個人が指定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二 国等から指定補助金等を交付された中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が指定補助金等の成果を利用した事業活動を実施するために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この条において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

2 前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

第四十九条を削り、第八章中第五十条を第四十九条とし、第五十一条を第五十条とする。

第五十二条中「前三条」を「前二条」に改め、同条を第五十一条とする。

第九章中第五十三条を第五十二条とする。

別表第一中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

別表第一中第二十四号及び第二十五号を削り、第二十六号を第二十四号とし、第二十七号を第二十五号とし、第二十八号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 独立行政法人経済産業研究所

別表第一中第二十九号を第二十八号とし、第三十号から第三十三号までを一号ずつ繰り上げ、第三十四号を削り、第三十五号を第三十三号とし、第三十六号及び第三十七号を削り、第三十八号を第三十四号とし、第三十九号を第三十五号とし、同表に次の一号を加える。

三十六 独立行政法人環境再生保全機構

別表第三中第二十二号を第二十六号とし、第六号から第二十一号までを四号ずつ繰り下げ、第五号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構

八 国立研究開発法人海洋研究開発機構

九 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

別表第三中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 国立研究開発法人防災科学技術研究所

別表第三に次の一号を加える。

二十七 国立研究開発法人国立環境研究所

第三条（第十六条）（略）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第六条の規定は、公布の日か

ら施行する。

第二条 (略)

(科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(以下この項及び次条において「新活性化法」という。)第十五条の二第一項第一号若しくは第二号に掲げる者のうち独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、独立行政法人経済産業研究所若しくは独立行政法人環境再生保全機構(以下この条において「新研究開発法人」と総称する。)との間で有期労働契約(同項第一号に規定する有期労働契約をいう。次項において同じ。)を締結した者又は新活性化法第十五条の二第一項第三号若しくは第四号に掲げる者のうち新研究開発法人との共同研究開発等(同項第三号に規定する共同研究開発等をいう。)に係る同項第三号若しくは第四号に規定する業務に専ら従事する者であつて、施行日前に労働契約法(平成十九年法律第二百二十八号)第十八条第一項に規定する通算契約期間が五年を超えることとなつたものに係る同項に規定する期間の定めのない労働契約の締結の申込みについては、なお従前の例による。

2 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第十五条の二第二項の規定は、同項に規定する者が新研究開発法人との間で締結していた有期労働契約（当該有期労働契約の期間のうちに大学に在学している期間を含むものに限る。）であつて労働契約法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十六号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行日の前日までの間の日を契約期間の初日とするものに係る当該大学に在学している期間についても適用する。

第四条～第九条（略）

○ 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「研究開発」とは、科学技術(人文科学のみに係るものを除く。第十五条の二第一項及び第四十九条を除き、以下同じ。)に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発をいう。

2 この法律において「研究開発等」とは、研究開発又は研究開発の成果の普及若しくは実用化をいう。

3 この法律において「研究開発能力」とは、研究開発等を行う能力をいう。

4 この法律において「研究開発システム」とは、研究開発等の推進のための基盤が整備され、科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源(以下単に「科学技術の振興に必要な資源」という。)が投入されるとともに、研究開発が行われ、その成果の普及及び実用化が図られるまでの仕組み全般をいう。

5 この法律において「イノベーションの創出」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入等を通じて新たな価値を生み出し、経済社会の大きな変化を創出することをいう。

6 この法律において「科学技術・イノベーション創出の活性化」とは、科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化をいう。

7 この法律において「大学等」とは、大学及び大学共同利用機関をいう。

8 この法律において「試験研究機関等」とは、次に掲げる機関のうち科学技術に関する試験又は研究(第十五条の二第一項を除き、以下単に「研究」という。)を行うもので政令で定めるものをいう。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第二項並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条の二に規定する機関

二 内閣府設置法第四十条及び第五十六条並びに国家行政組織法第八条の三に規定する特別の機関又は当該機関に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

三 内閣府設置法第四十三条及び第五十七条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。)並びに宮内庁法第十七条第一項並びに国家行政組織法第九条に規定する地方支分部局に置かれる試験所、研究所その他これらに類する機関

四 行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。以下同じ。)

9 この法律において「研究開発法人」とは、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人(以下単に「独立行政法人」という。)であって、研究開発等、研究開発等であって公募によるものに係る業務又は科学技術に関する啓発及び知識の普及に係る業務を行うもののうち重要なものとして別表第一に掲げるものをいう。

10 この法律において「国立大学法人等」とは、国立大学法人法(平成十五年法律第一百十二号)第二条第五項に規定する国立大学法人等をいう。

11 この法律において「研究者等」とは、科学技術に関する研究者及び技術者（研究開発の補助を行う人材を含む。）をいう。
12 この法律において「研究公務員」とは、試験研究機関等に勤務する次に掲げる国家公務員をいう。

一 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条第一項の規定に基づき同法別表第七研究職俸給表（次号において「別表第七」という。）の適用を受ける職員並びに同項の規定に基づき同法別表第六教育職俸給表（一）（次号において「別表第六」という。）の適用を受ける職員、同項の規定に基づき同法別表第八医療職俸給表（一）（次号において「別表第八」という。）の適用を受ける職員及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第二百二十五号）第七条第一項の規定に基づき同項に規定する俸給表（次号において「任期付職員俸給表」という。）の適用を受ける職員のうち研究を行う者として政令で定める者並びに一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成九年法律第六十五号）第六条第一項又は第二項の規定に基づきこれらの規定に規定する俸給表（次号において「任期付研究員俸給表」という。）の適用を受ける職員（第十四条第二項において「任期付研究員俸給表適用職員」という。）

二 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項の規定に基づき別表第七に定める額の俸給が支給される職員並びに同項の規定に基づき別表第六又は別表第八に定める額の俸給が支給される職員、同条第二項の規定に基づき任期付職員俸給表に定める額の俸給が支給される職員及び防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第三十九条に規定する自衛官のうち研究を行う者として政令で定める者並びに防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第三項の規定に基づき任期付研究員俸給表に定める額の俸給が支給される職員

13 三 行政執行法人に勤務する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条に規定する一般職に属する職員のうち研究を行う者として政令で定める者
この法律において「産学官連携」とは、研究開発等の実施、人事交流、人材の育成その他の科学技術・イノベーション創出の活性化に必要な取組の効果的な実施を図るために国、地方公共団体、研究開発法人、大学等及び民間事業者が相互に連携することをいう。

（労働契約法の特例）

第十五条の二 次の各号に掲げる者の当該各号の労働契約に係る労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）第十八条第一項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

一 科学技術に関する研究者又は技術者（科学技術に関する試験若しくは研究又は科学技術に関する開発の補助を行う人材を含む。第三号において同じ。）であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で期間の定めのある労働契約（以下この条において「有期労働契約」という。）を締結したもの
二 科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化に係る運営及び管理に係る業務（専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。）に従事する者であつて研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約を締結したもの

三 試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者が試験研究機関等、研究開発法人又は大学等との協定その他の契約によりこれらと共同して行う科学技術に関する試験若しくは研究若しくは科学技術に関する開発又はそれらの成果の普及若しくは実用化（次号及び第三十四条の六第一項第三号において「

共同研究開発等」という。)の業務に専ら従事する科学技術に関する研究者又は技術者であつて当該試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

四 共同研究開発等に係る企画立案、資金の確保並びに知的財産権の取得及び活用その他の共同研究開発等に係る運営及び管理に係る業務(専門的な知識及び能力を必要とするものに限る。)に専ら従事する者であつて当該共同研究開発等を行う試験研究機関等、研究開発法人及び大学等以外の者との間で有期労働契約を締結したもの

2 前項第一号及び第二号に掲げる者(大学の学生である者を除く。)のうち大学に在学している間に研究開発法人又は大学等を設置する者との間で有期労働契約(当該有期労働契約の期間のうち大学に在学している期間を含むものに限る。)を締結していた者の同項第一号及び第二号の労働契約に係る労働契約法第十八条第一項の規定の適用については、当該大学に在学している期間は、同項に規定する通算契約期間に算入しない。

(人文科学を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化に関する検討)

第四十九条 政府は、科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学を含むあらゆる分野の科学技術に関する知見を活用することが重要であることと鑑み、人文科学のみに係る科学技術を含む科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化の在り方について、人文科学の特性を踏まえつつ、試験研究機関等及び研究開発法人の範囲を含め検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第一(第二条関係)

- 一 国立研究開発法人日本医療研究開発機構
- 二 国立研究開発法人情報通信研究機構
- 三 独立行政法人酒類総合研究所
- 四 独立行政法人国立科学博物館
- 五 国立研究開発法人物質・材料研究機構
- 六 国立研究開発法人防災科学技術研究所
- 七 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
- 八 国立研究開発法人科学技術振興機構
- 九 独立行政法人日本学術振興会
- 十 国立研究開発法人理化学研究所
- 十一 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
- 十二 国立研究開発法人海洋研究開発機構
- 十三 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

- 十四 削除
- 十五 独立行政法人労働者健康安全機構
- 十六 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
- 十七 国立研究開発法人国立がん研究センター
- 十八 国立研究開発法人国立循環器病研究センター
- 十九 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
- 二十 国立研究開発法人国立国際医療研究センター
- 二十一 国立研究開発法人国立成育医療研究センター
- 二十二 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- 二十三 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
- 二十四及び二十五 削除
- 二十六 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター
- 二十七 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- 二十八 国立研究開発法人水産研究・教育機構
- 二十九 国立研究開発法人産業技術総合研究所
- 三十 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
- 三十一 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
- 三十二 国立研究開発法人土木研究所
- 三十三 国立研究開発法人建築研究所
- 三十四 削除
- 三十五 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
- 三十六及び三十七 削除
- 三十八 独立行政法人自動車技術総合機構
- 三十九 国立研究開発法人国立環境研究所

○ 労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）（抄）

（有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換）

第十八条 同一の利用者との間で締結された二以上の有期労働契約（契約期間の始期の到来前のものを除く。以下この条において同じ。）の契約期間を通算した期間（次項において「通算契約期間」という。）が五年を超える労働者が、当該利用者に対し、現に締結している有期労働契約の契約期間が満了する日までの間に、当該満了する日の翌日から労務が提供される期間の定めのない労働契約の締結の申込みをしたときは、使用者は当該申込みを承諾したものとみなす。この場合において、当該申込みに係る期間の定めのない労働契約の内容である労働条件は、現に締結している有期労働契約の内容である労働条件（契約期間を除く。）と同一の労働条件（当該労働条件（契約期間を除く。）について別段の定めがある部分を除く。）とする。

2 当該使用者との間で締結された一の有期労働契約の契約期間が満了した日と当該使用者との間で締結されたその次の有期労働契約の契約期間の初日との間にこれらの契約期間のいずれにも含まれない期間（これらの契約期間が連続すると認められるものとして厚生労働省令で定める基準に該当する場合の当該いずれにも含まれない期間を除く。以下この項において「空白期間」という。）があり、当該空白期間が六月（当該空白期間の直前に満了した一の有期労働契約の契約期間（当該一の有期労働契約を含む二以上の有期労働契約の契約期間の間に空白期間がないときは、当該二以上の有期労働契約の契約期間を通算した期間。以下この項において同じ。）が一年に満たない場合にあつては、当該一の有期労働契約の契約期間に二分の一を乗じて得た期間を基礎として厚生労働省令で定める期間）以上であるときは、当該空白期間前に満了した有期労働契約の契約期間は、通算契約期間に算入しない。

附 則 （平成二四年八月一〇日法律第五六号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに次項及び附則第三項の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二四年政令第二六七号で平成二五年四月一日から施行）

2・3 （略）